

第 1 章

計画の策定に 当たって



1 計画策定の背景と趣旨

小樽市では、これまで「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」など個別計画に基づき、福祉施策を推進してきました。

しかし、近年、社会的孤立や生活困窮など、支援を必要とする住民が抱える「地域生活課題」は複雑化・多様化し、複数の分野にまたがった横断的な対応が必要となっています。

このような課題への対応に向け、国は「地域共生社会」の実現を目指すという方針を掲げ、平成30年4月に社会福祉法を改正しました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

社会福祉法では、「地域生活課題」の解決を図るために、地域のつながりを再構築し、子どもから高齢者まで性別や年齢、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら安心して暮らせる地域づくりを進めることを地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」といいます）に求めています。

そこで、小樽市では、今後の市における地域福祉の方向性を位置付け、地域共生社会を実現するための指針となる「地域福祉計画」を策定します。

なお、地域福祉の推進には社会福祉協議会との連携が必要不可欠であることから、本計画を社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。



2 地域福祉とは

「地域福祉」とは簡単に言うと「誰もが幸せに暮らすことができる地域をつくること」です。

社会福祉法では、地域住民等に対し、地域福祉の推進に当たって、福祉サービスを必要とする地域住民やその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、地域社会からの孤立、その他各般の課題を把握し、その解決を図るように求めるという主旨の記述があります。

記述にもあるとおり、地域生活の課題は実に様々で本人の努力や工夫だけでは解決できないこともありますし、一人ひとりの課題全てに支援や行政サービスが行き渡ることは困難です。

そのため、こうした課題を解決するためには地域の中でお互いに声を掛け合い、みんなで助け合いながら支え合って暮らしていくことが大切です。

「誰もが幸せに暮らすことができる地域をつくる」ために、地域の皆さんや関係機関、行政など地域に関わる全ての者が協働して、支援を必要としている人を支えていく仕組みづくりが地域住民等に求められています。

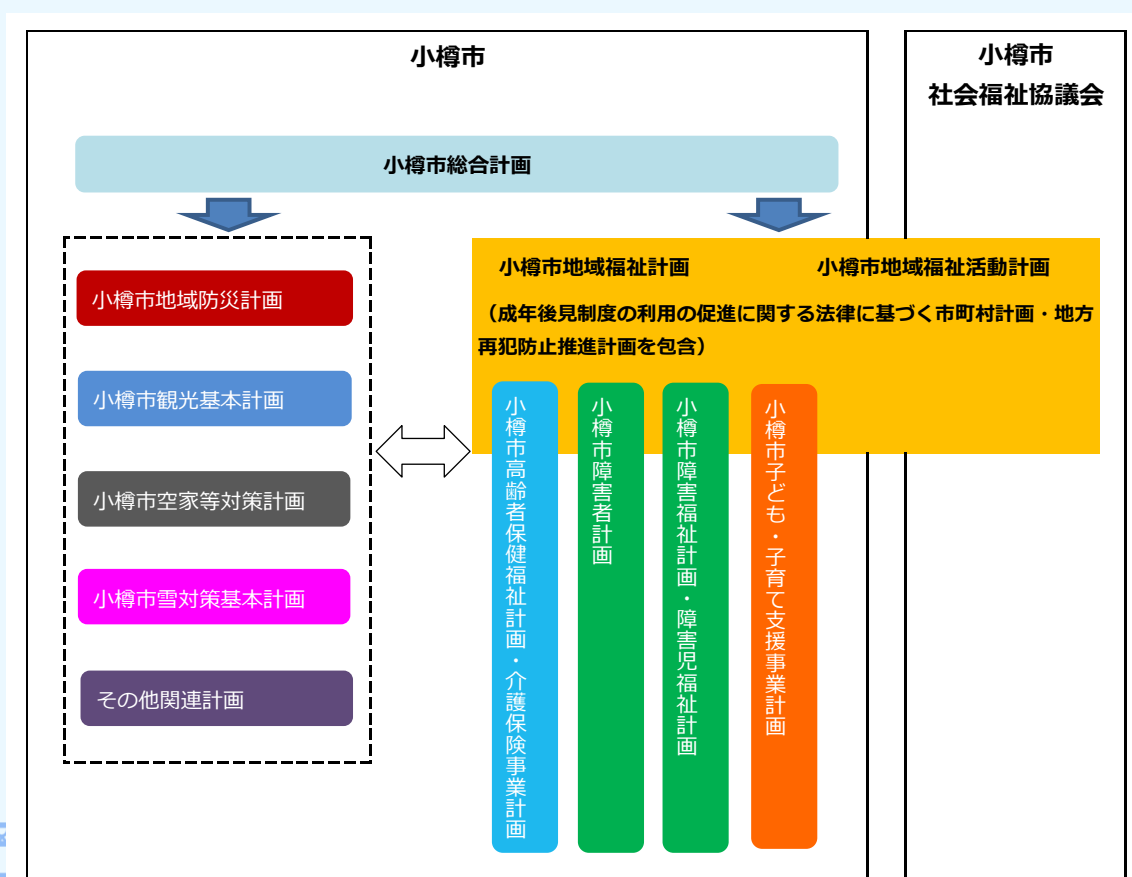


3 計画の位置付け

本計画は、「小樽市総合計画」を上位計画とし、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画です。また、地域福祉計画は、福祉各分野の個別計画である「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」の上位計画として位置付けられており、「地域福祉」という視点から各福祉分野を横断的につなぎ、共通する理念、地域の取組の方向性などを明らかにするとともに、防災、観光など幅広い他の分野別計画とも連携を図っていきます。

更に、「小樽市地域福祉活動計画」は、「小樽市地域福祉計画」と一体的に策定することにより、小樽市、小樽市社会福祉協議会、それぞれの役割分担を明確にした上で、総合的な地域福祉の推進を目指します。

なお、本計画は、成年後見制度[※]の利用の促進に関する法律に基づき市町村が定める計画及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づき市町村が定める地方再犯防止推進計画を包含するものです。



4 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

（なお、次期以降の計画については、小樽市総合計画との調和を図る観点から計画期間を5年間とします。）

また、変化する社会情勢や関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画名	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
小樽市総合計画	第7次									
小樽市地域福祉計画 （成年後見制度の利用の促進に関する法律 に基づく市町村計画・地方再犯防止推進計 画を包含）	第1期									
小樽市地域福祉活動計画	第2期									
小樽市子ども・子育て支援事業計画	第2期									
小樽市高齢者保健福祉計画	第8期									
小樽市介護保険事業計画	第9期									
小樽市障害者計画	第3期									
小樽市障害福祉計画	第6期									
小樽市障害児福祉計画	第2期（児）									



5 計画の推進

(1)計画の周知・啓発

地域福祉を推進するためには、市民をはじめ、事業者、社会福祉協議会や市が、その方向性について共通認識を持つことが必要不可欠です。

そのため、広報おたるや市ホームページなど様々な媒体により、また、様々な機会を通して本計画の周知・啓発を行います。

(2)計画の進行管理と評価 ～小樽市地域福祉計画推進委員会の設置～

本計画に基づく取組（第4章に記載）を効果的かつ継続的に推進していくため、小樽市及び小樽市社会福祉協議会において PDCA サイクルによる進行管理を行います。なお、少なくとも1年に1回は取組に対する実績を把握し、分析等を行うこととします。

また、本計画は地域に関わる全ての人々の主体的な参加や協働のもとに推進していくべきものであることから、定期的に市民の意見を聴く場を設け、計画の達成度を評価し、必要に応じ計画を見直すことが必要です。

市民の意見を聴く場として「しあわせな地域づくりワークショップ」を開催し、当該ワークショップで得た計画に対する様々な意見を踏まえて、市民、学識経験者、市内の福祉関連事業者の代表者など多様な立場の方で構成する「小樽市地域福祉計画推進委員会」により、各取組の分析、評価や見直すべき内容について意見交換を行い、計画の改善や見直しにつなげます。

